

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項に次の一号を加える。

二十九 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。以下この項において「条例」という。）及び埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和六年埼玉県規則第六十四号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務	1 条例第二十二条の規定に基づき、同条に規定する者に対し、必要な報告を求めること。	1 条例第八条第三項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業の許可の更新をすること。
	2 条例第二十三条第一項の規定に基づき、職員に、同項に規定する者の事業場等に立ち入り、台帳、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること（本庁において当該事務を所掌する場合を除く。）。	2 条例第十二条第三項の規定に基づき、軽微な変更等の届出を受理すること。
	3 条例第二十四条の規定に基づき、同条に規定する者に対し、県民の生活の安全の確保等を図るために必要な指導及び助言を行うこと。	3 条例第十四条第二項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管許可業者の地位の承継の届出を受理すること。
	4 条例第二十五条第	4 条例第十五条の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業の廃業等の届出を受理すること。
		5 条例第十九条第一項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管許可業者に対し、特定再生資源の保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

一項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業者から、事故の状況及び講じた措置の概要について届出を受理すること。 5 条例第二十五条第二項の規定に基づき、同条第一項の措置を講じていない特定再生資源屋外保管業者に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 6 委任された事務又は専決することができる事項に関し、条例第二十七条の規定に基づき、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めること。	6 条例第十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告に従わなかった特定再生資源屋外保管許可業者に対し、勧告に係る措置を講ずべきことを命じ、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。 7 条例第二十一条第三項の規定に基づき、規則第二十一条で定める基準に適合する旨の確認をすること。 8 委任された事務又は専決することができる事項に関して立入検査をする職員に対し、条例第二十三条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。 9 規則第五条第一項の規定に基づき、特定再生資源屋外保管業の許可証を再交付すること。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。